

第 7 回選定委員会での指摘事項(三次選定関係)に対する考え方 (案)

【指摘事項①】

評価項目「想定される用地整備費」について、各候補地の特性によって必要となる整備費等があると考えますが、算定に入っていないのではないかと。

【考え方】

「想定される用地整備費」は、評価の公平性を保つため現状を確認できる項目について積み上げをおこない、現地に立入り詳細な調査をおこなわなければ確認ができない項目は除いて比較することとする。

なお、用地整備費の詳細な算定方法については、別紙 1 のとおりとする。

【指摘事項②】

評価項目のうち、「通学路への配慮」と「繁華街及び住宅地域の通過の有無」は、どちらも同種類の内容であり、各 10 点の配点となっているので配点のバランスを再考してはどうか。

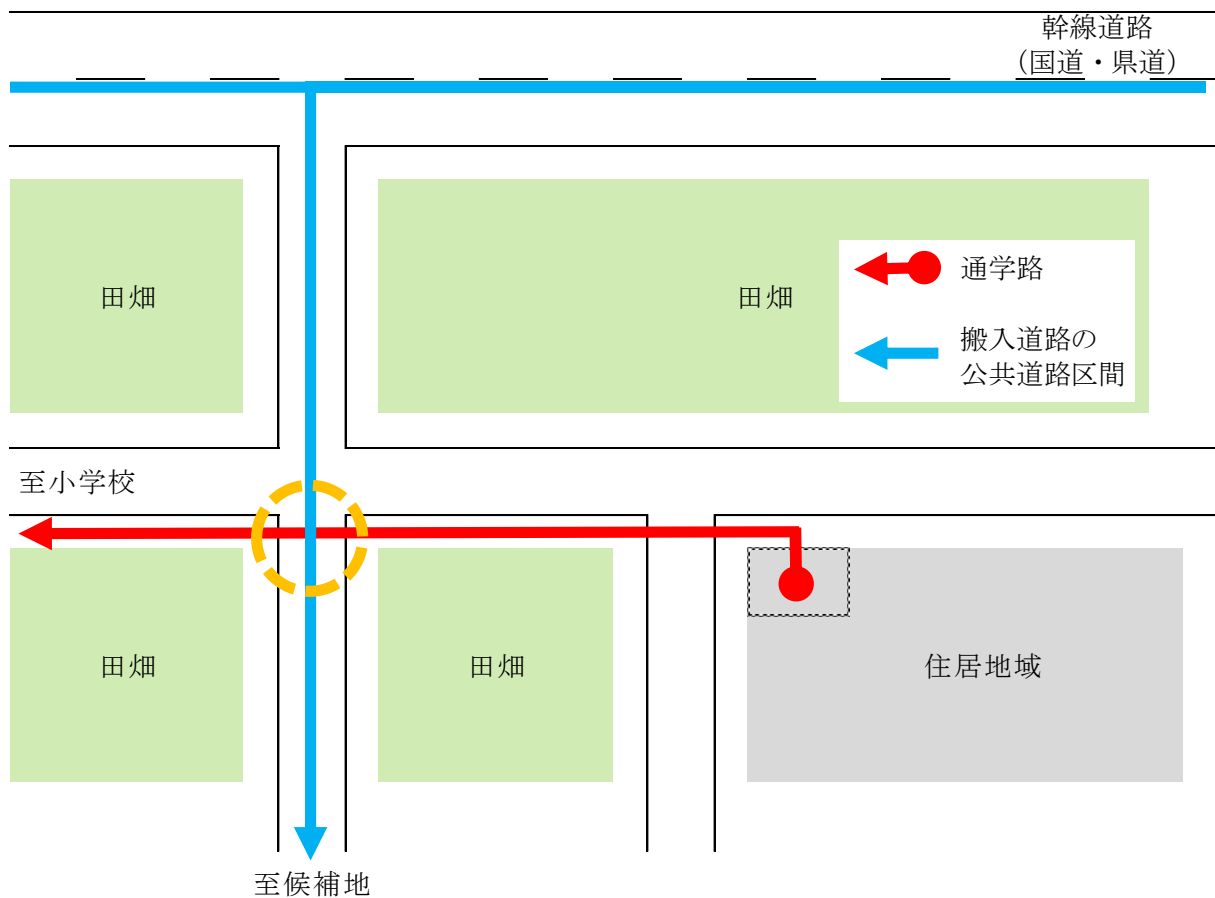
【考え方】

「通学路への配慮」と「繁華街及び住居地域の通過の有無」については、共に「周辺環境への配慮」の視点における評価項目であり、住居地域と小学校の場所によっては位置関係が近似する場合もあるが、配慮する対象がそれぞれ「児童の安全性」と「住環境等への影響」であり、異なっている。

また、位置関係が以下の図に示すような場合には、それぞれの項目で評価も異なる。

三次選定の評価は「周辺環境への配慮」、「合意形成」、「経済性」の各視点から評価項目を設定しており、各視点の配点割合については、新美化センターの建設には周辺住民の理解と協力が不可欠であることを最も重要視して「周辺環境への配慮」を 50 点とし、「合意形成」、「経済性」の視点をそれぞれ 30 点としている。

配点のバランスについては、姫路市環境審議会からの答申を得ていることから、これを尊重したい。



上記の場合では、「通学路への配慮」はC評価となり、「繁華街及び住居地域の通過の有無」はA評価となる。

【指摘事項③】

評価項目「収集運搬に係る総走行距離」について、算出方法は理解したが、各美化センターに搬入する校区を地図上で見ると、市域の東西や南北、あるいは地区ごとといったまとまりがなく不規則である。

実際の収集と異なる断り書きがあるが、現実に沿った形にしないのかという疑問も残る。

【考え方】

実際の収集業務では、総走行距離が最短となるよう考慮しつつ、収集曜日や交通事情等、市民生活への影響や収集効率などを加味してごみの搬入先を決定している。

新美化センターの建設場所により、収集エリア・収集曜日などは再考すべきと考えており、「収集運搬に係る総走行距離」については、すべての候補地を同一条件で機械的に評価できるよう、総走行距離が最短となる搬入先の振り分けで算出し、比較する。

項目		算定方法（第5回選定委員会提案内容）	算定方法（補足説明）	
面積		比較は全て2.0haで実施		
土地改良費	造成工事	立木	候補地の特定につながるため、非公表とします	
		建築物・工作物	候補地の特定につながるため、非公表とします	
		土工（盛土工・切土工）	○3次選定候補地に傾斜地はないため、全候補地同一条件とし算定をおこなわない ○全候補地が高潮浸水想定区域指定0.5～3.0m未満の同一範囲内にある ○土地の凹凸（おうとつ）などの詳細については、現地に立入り、調査をおこなわなければ確認ができない	
	基礎工事	埋設廃棄物	○3次選定候補地に廃棄物埋設の指定区域は含まれていないため、全候補地同一条件とし算定をおこなわない	候補地の特定につながるため、非公表とします
		杭打ち工事	○周辺の土質データ（支持層）に大きな差異が見られないことから、全候補地同一条件とし算定をおこなわない	候補地の特定につながるため、非公表とします
		掘削工事	○周辺の土質データ（支持層）に大きな差異が見られないことから、全候補地同一条件とし算定をおこなわない	候補地の特定につながるため、非公表とします
搬出入道路整備費	整備・買収	○整備が必要な候補地は、建設局からの資料提供を基に幅員8mの道路築造に必要な標準単価から算定 ○用地買収が必要な候補地へのアクセス道路の用地取得については整備費ではなく用地取得費に計上するものとし取得単価についても候補地の単価に合わせる		
ユーティリティー	電気	○売電に必要な送電設備等に係る経費を算定 能力として33kVの鉄塔接続が見込まれる地点までの引込距離に標準的な単価を乗じた額を算定 （『送変電設備の標準的な単価の公表について（平成28年3月29日電力広域的運営推進機関）』より）		
	上水	○上水接続に必要な経費を算定 φ75mm以上の取水が可能な本管から各候補地までの必要な給水工事に要する額を上下水道局からの資料提供を基に標準単価から算定		
	下水	○下水接続に必要な経費を算定 処理区域内は負担金を計上 処理区域外は分担金及び下水接続に必要な工事に要する額を上下水道局からの資料提供を基に標準単価から算定		